

第3編 地域福祉の推進に向けて

第1章 各主体の役割

1 県・市町村の役割

(1) 県の役割

- 県地域福祉推進計画において地域福祉を推進するための基本の方針や地域福祉計画ガイドラインを示し、市町村地域福祉計画の策定を支援します。
- 地域福祉に関する様々な情報について、幅広く収集し整理しながら一体的な提供に努めます。
- 市町村が主体的に地域特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供できるよう、積極的に専門的・技術的な指導・助言などを行い、支援します。
- 市町村単位では行うことが困難な広域的な事業や専門的な事業、新たな福祉課題などへの対応については、各種団体等と連携しながら取り組みます。
- 市町村の圏域を超えて活動する団体への支援を行うとともに、地域で福祉活動に携わる多様な人材や団体が相互に情報交換や連携を図ることができるよう行政と民間のネットワーク化を推進します。
- 県や市町村などの地域福祉の推進に向けて、地域の実情を踏まえた法令・関係制度の改善要望や新たな制度の提案等を国に対して行います。

(2) 市町村の役割

- 高齢者、障がい者、児童などの対象分野に捉われず、担当部署が互いに連携し横断的な体制を整備することが求められています。
- 地域住民にとって最も身近な行政機関として、住民のニーズを的確に把握するとともに、地域特性などを踏まえて地域の保健・医療・福祉に関する様々なきめ細かいサービスの提供が期待されています。
- 地域福祉を推進する多様な団体等を積極的に支援する役割を担っていくことが必要です。特に、地域福祉推進の中核的担い手として位置付けられている社会福祉協議会とは十分な連携を図りながら進めていくことが必要です。
- 地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決する取組を支援するため、活動の場の整備や人材育成、住民に身近な圏域における相談支援体制の整備等に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 地域住民に対して、地域福祉の推進方向や具体的な取組を十分理解してもらうため、地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する様々な取組を計画的に推進する必要があります。

2 住民や民間団体等の役割

これからの地域福祉の推進に当たり、行政機関の取組とともに、住民自らの活動や民間の活動が欠かせないものとなっています。

地域では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、民間企業や地域の住民で構成されるボランティア団体・NPOなど数多くの多様な組織や団体が福祉に関する活動を行っています。

民間の活動は、行政機関の公的サービスでは対応が困難なニーズへの対応や民間ならではの柔軟な発想による事業を実施できるため、地域福祉を推進する上で大きな力となっており、今後とも行政と連携しながら多様なサービスを機動的かつ弾力的に提供していくことが期待されています。

(1) 住民の役割

- 自分と他人を思いやる心を育てていくとともに、サービスの受け手に止まらず、担い手として、あるいはサービスを提供する側としても積極的に地域に関わっていくことが必要です。ボランティアやNPO活動などへの積極的参加を通して、見守り・支え合いの活動などを展開していくことが期待されます。
- 一人一人が地域福祉の推進役として、地域で暮らす誰もが社会を構成する一員として日常生活を営み、様々な分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域の生活課題を把握するとともに行政や地域の相談機関と連携しその解決を図るよう努めることが必要です。

(2) 市町村社会福祉協議会

- 高齢者、児童、障がい者に関する制度的な様々な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉協議会独自の生活支援サービスとして、配食や移送サービスなど様々なサービスに取り組むことが期待されます。
- ボランティア活動に関する普及・啓発に努めるとともに、ボランティア活動の裾野の拡大や活動団体のネットワークづくりの支援、リーダーの育成等が期待されます。
- 住民が互いに助け合い、支え合う仕組みとして「小地域ネットワーク」活動や住民相互のふれあい・つながりを築く「ふれあい・いきいきサロン」づくりを更に推進するとともに、地区社会福祉協議会の組織化や地域で活動する様々な住民主体の活動のネットワーク化を進め、「地域の福祉力」を高めていくことが期待されます。

- 市町村とともに、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決する取組を支援するため、活動の場の整備や人材育成、住民に身近な圏域における相談支援体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。
- 地域福祉活動計画の策定の有無に関わらず、これまでの活動で培ってきた経験とノウハウを市町村地域福祉計画の中に活かしていくため、策定作業に積極的に参加していくことが期待されます。また、市町村地域福祉計画と連携しながら地域福祉活動計画を策定し、推進していくことが求められます。

(3) 県社会福祉協議会

- 市町村社協に対して、事業面や運営面で様々な助言や支援を行うとともに、住民が主体的に地域生活課題を解決する取組において、その推進役を担うことが期待される市町村社協や地域の福祉団体等における人材育成への支援が期待されます。
- 住民主体の地域福祉活動を県内で広く推進するため、「ふれあい・いきいきサロン」などでの支援を通して、住民が交流できる場の整備を進めることが期待されます。
- 福祉人材の養成・確保や研修等においては、広域的な見地からの事業推進が期待されています。また、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などの福祉サービス事業の実施においては、制度の適切な運営が求められています。
- 県社協がこれまで培ってきた経験やノウハウを活かして、新たな福祉サービスの企画・開発に積極的に取り組むことが期待されます。
- 県内の福祉関係団体に対し、情報提供や活動面での支援などを積極的に進めていくとともに、各福祉関係団体の自立性を助長する方向で支援していくことが求められます。
- 県内の地域福祉活動に携わる多様な主体の連携を促進するため、ネットワークの構築を図っていくことが期待されます。

(4) 民生委員・児童委員

- 地域で様々な生活課題を抱える全ての住民に対して適切な相談支援を行うとともに、必要に応じて適切に関係機関へつないでいくことが求められます。
- 利用者が適切な福祉サービスを選択することができるよう、日ごろから、社会福祉施設、福祉サービス事業者等との連携を図り、その人に合った福祉サービスの情報を速やかに提供することが期待されます。
- 住民が主体的に地域生活課題を解決する取組において、住民の意識の啓発や活動を様々な面で支援していくことが期待されます。

(5) 社会福祉法人

- 利用者の立場に立った福祉サービスの提供やその質の向上に努めるとともに、苦情解決体制の整備を図ることが求められています。
- 2016年（平成28年）の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、制度の狭間にある様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されます。
- 地域への法人が有する機能の提供や複数の法人の協働による各種研修会の開催、地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会等の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティア活動の受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割を担うとともに、住民主体の地域づくり活動に役立てていくことが期待されます。

(6) 各種専門職団体

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の様々な専門職ごとの団体が、それぞれの専門的な知識や技術を活かした地域福祉の充実に関する提言や住民向けの学習機会の提供など、地域社会に開かれた活動や積極的な社会貢献活動を展開することが期待されます。

(7) 企業等

- 企業・団体は、福祉サービスを提供する事業主体としての役割、地域住民の雇用を提供する雇用創出機能としての役割、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割など多様な機能を担っています。
特に、配食サービス、飲料宅配業者、郵便配達員等による安否確認などは、行政サービスを補完する重要な機能の1つとなっており、行政や福祉関係団体との連携を図りながら、地域福祉推進の大きな力となっていくことが期待されます。
- 企業・団体自身が地域社会の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、従業員が仕事と子育てや介護、地域活動などを両立できるような職場環境を整備することが期待されます。

(8) ボランティア・NPOの役割

- 自立した責任ある事業体として、組織体制の整備を図り、運営基盤の強化に努めていくことが重要です。また、日々の活動を通してその能力の向上に努めることや活動分野の専門性を高めることが求められます。

- 公的なサービスでは対応困難な生活課題への対応や住民が自ら地域の生活課題解決に向けた取組の推進に当たり、機動的かつ柔軟な対応ができるボランティアやNPOによる支援が期待されます。
- 市町村地域福祉計画の策定に関し、策定組織への参加や多様な意見の表明など、積極的な参画が求められています。

第2章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

福祉分野はもとより、教育、就労、交通、住宅、まちづくりなどを担当する関係部局と緊密な連携を図りながら、県政の様々な分野における地域福祉の視点からの横断的な施策を推進するため、庁内の推進組織として「地域福祉推進に係る庁内連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。

地域福祉の推進を一層効果的・効率的に支援するため、県社協との連携を強化し、支援の在り方など幅広い検討を進めます。

(2) 市町村との連携

市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町村社協と連携を図りながら、県内の地域福祉に関する情報・意見の交換や地域福祉施策に関する協議・検討を進めます。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の推進

市町村・県民との協働を基本に、持続可能なバランスのとれた施策体系の構築を目指し、幅広く意見や提言を求めながら、効果的・効率的な施策展開に努め、地域福祉の一層の推進に取り組みます。

(2) 進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、適宜、ホームページ等を活用して、広く県民に情報を提供するとともに、「社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、助言や提言を求めながら、適切な進行管理に努めます。

(3) 目標項目の達成度の評価

「社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、市町村地域福祉計画の策定状況を踏まえ、適宜、目標項目の達成度やその要因の分析などを行い、県施策の展開及び計画の点検・見直しに反映していきます。